

## ④保育の必要性の認定事由（2・3号認定の場合）

保育の必要性は、保護者（離婚している場合は、児童の養育を行っている方）のいずれも下記の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する場合に認定されます。

認定事由	内 容	利用区分	入所期間
就労	月64時間以上120時間未満勤務	短時間	雇用期間中
	月120時間以上勤務	標準時間	
妊娠・出産	産前8週前から産後8週後	標準時間	産前8週前から産後8週後の日が属する月末まで
育児休業 (在園児のみ)	育児休業取得中に既に保育所等を利用している児童がいて、継続利用が必要である場合	短時間	育児休業対象児が1歳に達する日が属する月末まで ※育児休業対象児が待機になった場合延長可能
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	短時間	90日間 ※年度内につき1回限り
就学	職業訓練校・学校教育法に基づく教育施設で月64時間以上120時間未満就学	短時間	在学期間中
	職業訓練校・学校教育法に基づく教育施設で月120時間以上就学	標準時間	
疾病・障がい	保護者が病気、負傷、障がい等により保育ができない場合	短時間	診断書による療養期間中
		標準時間	
介護・看護	同居親族を常時介護・看護している場合	短時間	診断書による療養期間中
		標準時間	
災害復旧	震災・風水害・火災・その他災害の復旧にあたっている場合	標準時間	復旧期間中
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	標準時間	